

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

児童扶養手当を受給していないひとり親世帯も対象になる場合があります！

1. 基本給付（②③の方は申請が必要）

● 給付金の対象となる方



■ 以下、①～③のいずれかに該当するひとり親世帯

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付（申請が必要）（上記の①②の方のみ）

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

3. 申請方法

- ▶ 上記基本給付対象①対象者以外はそれぞれ申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて下記コールセンターへの郵送申請が必要です。
- ▶ 申請書は福岡市ホームページでダウンロードまたは区役所子育て支援課窓口でお受け取り、もしくはコールセンターより郵送も可能。
- ▶ **申請書の受付期限は令和3年2月26日（金）【必着】です。**

詳しくはコールセンターへお問合せを！

福岡市 「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

電話：092（401）0271

FAX：092（401）0287

月曜～金曜（土日祝・休）9：00～17：30